

V 生きがい・住宅対策

生きがい対策

1 老人クラブへの補助

老人クラブを育成し、その健全な発展を図るためクラブ活動費を補助します。(昭和34年4月事業開始)

- ◆組 織： ① おおむね60歳以上の方が会員となり組織します。
② 会員数は30人以上とします。
③ 会員は、特別な理由のない限り、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域に居住する者とします。
- ◆運 営： 会員の互選により代表者1人を置き、会員は定期的に会費を納入し、会員が自主的に運営します。
- ◆活 動： ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする社会活動と、文化・教養・趣味活動などの生活を豊かにする活動などを、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとします。

◆補 助 額：

① 単位老人クラブに対する補助

| 会員数 | 基本額 (月額) | 地域を豊かにする社会活動による加算額 | | 交付額 (月額) |
|--------|-------------|------------------------------|-------------|-------------|
| | | 会員一人当たりの地域を豊かにする社会活動への年間参加回数 | 加算額 (月額) | |
| 30～49人 | 3,000円 | 0.5回未満 | 0円 | 3,000円 |
| | | 0.5回～1回未満 | 700円 | 3,700円 |
| | | 1回以上 | 1,400円 | 4,400円 |
| 50～79人 | 6,100円 | 0.5回未満 | 0円 | 6,100円 |
| | | 0.5回～1回未満 | 1,350円 | 7,450円 |
| | | 1回以上 | 2,700円 | 8,800円 |
| 80～99人 | 6,500円 | 0.5回未満 | 0円 | 6,500円 |
| | | 0.5回～1回未満 | 1,400円 | 7,900円 |
| | | 1回以上 | 2,800円 | 9,300円 |
| 100人以上 | 6,800円 | 0.5回未満 | 0円 | 6,800円 |
| | | 0.5回～1回未満 | 1,500円 | 8,300円 |
| | | 1回以上 | 3,000円 | 9,800円 |

※ 「会員一人当たりの地域を豊かにする社会活動への参加回数」は、老人クラブが行う「地域を豊かにする社会活動への年間延べ参加者数」を「会員数」で割り返すことで算出

② 札幌市老人クラブ連合会に対する補助

※要 綱 等： 札幌市老人クラブ活動費補助金交付要綱

※令和6年度予算： 49,927千円(国庫補助事業)

※令和5年度実績： 335クラブ

※照 会 先： 所在地の区役所保健福祉部保健福祉課(⇒153～154ページ)

(一社)札幌市老人クラブ連合会

〒060-0042 中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター TEL614-0153

2 高齢者福祉バス事業

高齢者団体が地域貢献に役立つ活動、介護予防活動などを行う際に利用できる、高齢者福祉バスに関する経費の一部を補助します。（昭和46年6月事業開始）

- ◆対象団体： 老人クラブや高齢者福祉の増進に寄与していると認められる高齢者団体等
- ◆補助割合： バス賃借料のうち7割。ただし、バス1台当たりの補助上限額は70,000円を超えない額とする。

※令和6年度予算： 20,000千円（本市単独事業）
※令和5年度実績： 利用者数6,007人
※照会先： 札幌市社会福祉協議会（Tel614-3345）

3 敬老優待乗車証（敬老パス）の交付

高齢者の外出を支援し、豊かで充実した老後生活が送れるよう、市内の対象交通機関をチャージ額に応じた一定の自己負担で利用できる敬老優待乗車証を交付します。（昭和50年1月事業開始）

- ◆交付の対象者： 市内に住民登録を有する満70歳以上の方
- ◆チャージ額及び利用者負担金： 下表のとおり

| チャージ額 | 10,000円 | 20,000円 | 30,000円 | 40,000円 | 50,000円 | 60,000円 | 70,000円 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者負担金 | 1,000円 | 3,000円 | 6,000円 | 8,000円 | 10,000円 | 13,500円 | 17,000円 |

- ◆乗車できる交通機関： 市電、地下鉄、ジェイ・アール北海道バス、中央バス、じょうてつバス、夕鉄バス、ばんけいバス
- ◆乗車できる区間： 市電、地下鉄全区間及び定期路線バスの札幌市内区間（定期観光バス、千歳空港線、洞爺湖線、国際スキー場線、臨時運行便は除く）
- ◆本人確認書類の携帯： 対象者は、敬老パス使用時に本人確認できる書類を携帯すること。
- ※規則等： 札幌市敬老優待乗車証交付規則、札幌市敬老優待乗車証交付に係る取扱要領
- ※令和6年度予算： 6,553,082千円（本市単独事業）
- ※令和5年度実績： 369,520人（交付者数）
- ※照会先： 居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒153～154ページ）

4 高齢者保健福祉週間行事

老人の日（9月15日）を中心に高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めるため、次の行事を実施します。（昭和41年度事業開始）

- ※老人福祉法上、9月15日が「老人の日」、国民の祝日に関する法律上9月第3月曜日が「敬老の日」となった。（平成15年）

《令和5年度実施事業》

- ◆高齢者福祉につくしている個人及び団体の表彰
- ◆敬老祝品の贈呈
- ◆100歳となる高齢者への表敬訪問
- ◆区高齢者保健福祉週間行事の実施
- ◆老人福祉施設、社会福祉協議会、関係団体への敬老行事開催の励行 など
- ※令和6年度予算： 2,279千円（本市単独事業）
- ※令和5年度実績： 表彰17件（個人：2人・団体：15団体）、敬老祝品715人
- ※照会先： 高齢保健福祉部高齢福祉課（Tel211-2976）
居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒153～154ページ）

5 シルバー人材センター

高齢者自らの生きがいづくりと活力ある地域社会づくりに貢献するために、臨時的・短期的な仕事を、希望する高齢者に提供します。(昭和55年8月事業開始)

◆対象者： おおむね60歳以上の方

◆実施方法： ① 仕事を希望する方は、お住まいの区を担当する各支部に入会を申し込みます。
② 仕事を発注、依頼したい方は、所在地を担当する各支部に申し込みます。
③ 仕事の代金は、シルバー人材センターが一括して受領し、仕事に従事した会員に配分金として支払います。

◆実施主体： 公益社団法人 札幌市シルバー人材センター (<https://www.s-silver.jp/>)

| 名称 | 住所 | 電話番号 | FAX番号 | 担当区 |
|------|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 中央支部 | 〒060-0042 中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター2階 | 614-2155 | 614-7612 | 中央・豊平・南 |
| 東支部 | 〒003-0026 白石区本通16丁目南 リフレサッポロ1階 | 826-3279 | 826-3289 | 白石・厚別・清田 |
| 西支部 | 〒063-0812 西区琴似2条2丁目 高道ビル2階 | 615-8228 | 615-8230 | 西・手稲 |
| 北支部 | 〒001-0024 北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ3階 | 788-6915 | 788-6935 | 北・東 |

※令和6年度予算： 35,000千円（公益社団法人 札幌市シルバー人材センターへの市補助金）

※照会先： 産業振興部雇用労働課（TEL211-2278）、シルバー人材センター各支部

6 シニアワーキングさっぽろ

高齢者採用に係る人事・採用担当者向けセミナー及び就業を希望する高齢者と企業のマッチングを図る体験付き仕事説明会を行うことで、企業の人材確保と高齢者の就業支援を図ります。(平成29年度事業開始)

※令和6年度予算： 17,000千円（本市単独事業）

※照会先： 産業振興部雇用労働課（TEL211-2278）

7 就業サポートセンター等事業

札幌市就業サポートセンター及び各区に設置されたあいワーク（北区を除く）では、ハローワークと連携し、高齢者を含む仕事をお探しの求職者に対して、無料の職業相談・紹介や各種就労支援サービスを提供します。（平成16年10月事業開始）

◆シニア人材バンク：

就業サポートセンターでは、事業者側から採用したい高齢求職者を選出するスカウト型のマッチングを実現するよう「シニア人材バンク」を開設しており、高齢者の積極的な雇用機会を創出します。

◆相談窓口所在地：

| 相 談 機 関 名 | 所 在 地 | 電 話 |
|------------|-------------------------|----------|
| 就業サポートセンター | 北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ1階 | 738-3161 |
| あいワーク中央 | 中央区大通西2丁目9 中央区役所3階 | 205-3262 |
| あいワーク東 | 東区北11条東7丁目 東区役所1階 | 741-2415 |
| あいワーク白石 | 白石区南郷通1丁目南8-1 白石区複合庁舎3階 | 861-2532 |
| あいワーク厚別 | 厚別区厚別中央1条5丁目 厚別区役所1階 | 895-2649 |
| あいワーク豊平 | 豊平区平岸6条10丁目 豊平区役所1階 | 822-2560 |
| あいワーク清田 | 清田区平岡1条1丁目 清田区役所1階 | 889-2080 |
| あいワーク南 | 南区真駒内幸町2丁目 南区民センター1階 | 582-4718 |
| あいワーク西 | 西区琴似1条6丁目 札幌琴似第一ビル2階 | 623-2787 |
| あいワーク手稲 | 手稲区前田1条11丁目 手稲区役所2階 | 681-2633 |

※令和6年度予算： 194,000千円（本市単独事業）

※照 会 先： 産業振興部雇用労働課（TEL211-2278）、就業サポートセンター、各区あいワーク

8 シニア大学

高齢者の社会活動を促進し、生きがいの向上を図り、地域社会に活動する高齢者の指導者養成を目的に系統的な学習及び実践の場を提供します。（平成13年度事業開始）

◆対 象 者： 50歳以上で2年間継続して学習できる健康な方（1学年定員80名）
過去にシニア大学を卒業した方、退学した方は対象外です。

◆学習日、主な学習場所： 各月2～3日、年間約50講座。1日2講座程度、1講座1.5時間程度。
中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター

◆学 習 内 容： 基礎講座、地域の社会活動を促進する講座、生きがい等向上の講座

◆費 用 負 担： 修学負担金 各年1万5千円（2年間で3万円）

◆申 込 方 法： 例年2月に募集要綱の配布及び申込の受け付けを行っています。

◆公 開 講 座： 例年講座の一部（10講座、5日間程度）を一般公開しています。

※令和6年度予算： 6,400千円（本市単独事業）

※照 会 先： 高齢保健福祉部高齢福祉課（TEL211-2976）

（一社）札幌市老人クラブ連合会

〒060-0042 中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター TEL614-0153

9 高齢者教室

高齢者が時代に即応した能力を身につけ、健康で生きがいのある充実した生活を創造していくため、系統的・計画的な学習の機会を提供します。(昭和49年度事業開始)

◆開催教室数： 11か所

◆内容： 各教室では週1～2回、各回1時間30分～2時間程度の講座を開催しています。
主な学習のねらいは、地域社会と奉仕活動、社会変化に対する理解、若い世代との交流、健康増進、趣味・教養の充実等になります。

《令和5年度実績》

| 区 | 名称 | 期間 | 回数 | 開催場所 |
|-----|-------------|-----------|-----|------------|
| 中央区 | 中央区いきいき講座 | 6月～10月 | 16回 | 中央区民センター |
| 北区 | 北親大学 | 7月～10月 | 16回 | 北区民センター |
| 東区 | 年輪大学 | 7月～8月 | 12回 | 東区民センター |
| 白石区 | 寿大学 | 7月～10月 | 12回 | 白石区民センター |
| 厚別区 | 瑞穂大学 | 7月～11月 | 20回 | 厚別区役所 |
| 豊平区 | 創造学園 | 教養科 4月～3月 | 24回 | 月寒公民館 |
| | | 専攻科 4月～3月 | 23回 | 〃 |
| 清田区 | ふれあい学園 | 7月～10月 | 10回 | 清田区民センター |
| | 清田区民シニアスクール | 6月～12月 | 42回 | 札幌市立三里塚小学校 |
| 南区 | 緑苑大学 | 6月～10月 | 13回 | 南区民センター |
| 西区 | ときわ大学 | 未開講 | | |
| 手稲区 | 稲苑大学 | 7月～10月 | 12回 | 手稲区民センター |

※令和5年度受講者数： 361人

※照会先： 居住地の区役所地域振興課 (⇒153～154ページ)

豊平区は、札幌市月寒公民館 (Tel.011-851-0482)

住宅対策

1 住宅エコリフォーム補助制度

一定の省エネやバリアフリー改修工事を行う市民に対し、その費用の一部を補助します。（平成22年度事業開始）

◆対象者：札幌市内の住宅を所有又はこれに居住している札幌市民（未成年を除く）及び営利法人で下記条件を満たし、住宅を改修する方。

- (1) 個人住民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係事業者でない方

◆対象工事： (1) 省エネ改修工事

- ①窓の断熱改修、②床、屋根又は天井、外壁の断熱改修、③浴室の改良、④便所の改良、⑤全熱交換器の設置

(2) バリアフリー改修工事

- ①浴室の改良、②便所の改良、③階段の改良、④段差の解消、⑤廊下の拡幅、⑥手すりの新設、⑦出入口の戸の改良、⑧玄関前スロープの設置

※補助金額の合計が3万円以上、かつ、総工事費（税抜）が30万円以上の工事

◆補助金額：総工事費（税抜）の10%（千円未満切捨）又は一申請者当たり50万円のいずれか少ない額を限度とし、補助対象工事ごとに市が定める補助金額の合計。

◆注意事項：建設業許可を受け、札幌市内に主たる営業所を有する事業者が請負い施工すること。

※要綱等：札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例
札幌市住宅エコリフォーム補助金交付要綱
札幌市住宅エコリフォーム補助金交付実施要領

※令和6年度補助予定額：130,000千円（国庫補助事業）

※令和5年度実績：1266件（124,861千円）

※照会先：市街地整備部住宅課 住宅企画係（TEL211-2807）

2 市営住宅

◆対象者：次の要件を全て満たす方。

- ・申込日現在において、申込者本人が成年者であること。
- ・申込日現在において、市内に住所または勤務先を有すること。
- ・申込日現在において、世帯の月額所得が158,000円（一部住宅については114,000円）以下であること（一定の要件に当てはまる世帯は所得の条件が緩和される）。
- ・市町村民税の滞納がないこと。
- ・市内に持家が無く、現に住宅に困窮していること。
- ・入居指定日から1週間以内に入居できること。
- ・申込者本人及び同居しようとする家族が暴力団員ではないこと。

(1) 単身者向け住宅

現に戸籍上の配偶者がいないこと、かつ、同居する親族がいないこと及び一定の要件（60歳以上、一定の心身障害者手帳の交付を受けている等）を満たす方。

(2) 家族向け住宅

現に同居し、または同居しようとする親族がいること。

◆入居者の募集：年3回（前期、中期、後期）の定期募集を実施するほか、月1回の短期募集（もみじ台団地等）を実施する。また、定期募集や短期募集で申込みがなく、長期間空き家となっている住宅について通年募集を実施する。

◆高齢者世帯の優遇措置：定期募集において、次のいずれかに当てはまる世帯について、抽選番号を1個加算する優遇措置を設けている。

- ・入居しようとする方全員が60歳以上の世帯
- ・60歳以上の方と次の①～③のいずれかに該当する方のみで構成される世帯
 - ① 配偶者
 - ② 18歳未満の児童
 - ③ 障がい者

※ 優遇措置は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の交付を受けている場合等にも適用され、複数の項目に該当する場合は加算個数の多い項目1つのみを採用し、個数の合算はしない。

※照 会 先： 一般財団法人札幌市住宅管理公社業務課募集担当係（TEL205-3071）

3 高齢者向け優良賃貸住宅

札幌市の認定を受けた民間事業者が建設し運営している高齢者向けの優良賃貸住宅で、住宅の管理開始から20年間に限り、所得が一定基準以下の入居者に対して家賃の一部を補助しています。バリアフリー構造であり、各住戸に緊急通報装置が設置されています。

◆対 象 者： 60歳以上の一人暮らしの方
 60歳以上の方と、その方とご夫婦の方（事実婚、婚約中の方も含む）
 60歳以上の方と、その方の親族で60歳以上の方
 60歳以上の方と、その方の介護のために同居が必要な方
 60歳以上の方と、その方が扶養する児童等
 以上に該当する方で、自立した日常生活を営める方等。

サンアヴェニュー北郷（白石区北郷6条4丁目） 3階建て 32戸

※平成16年10月29日管理開始（令和6年9月末で補助終了）

入居申込先 株式会社常口アトム TEL272-8188

サービス付き高齢者向け賃貸住宅グランジェMOE南4条（中央区南4条東3丁目）14階建て 87戸

※平成18年11月15日管理開始

入居申込先 株式会社ケアリンク TEL261-8128

勤医協かしわの杜（白石区本通7丁目北）4階建て 50戸

※平成22年12月1日管理開始

入居申込先 北嶺不動産有限公司 TEL783-5667

◆入居者の募集： 上記の申込先で随時募集。

※要 綱 等： 札幌市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱
 札幌市高齢者向け優良賃貸住宅制度取扱要領

※令和6年度予算： 47,609千円（国庫補助事業）

※令和5年度実績： 家賃減額補助金額52,199千円

※照 会 先： 市街地整備部住宅課（TEL211-2807）

4 サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して暮らすことができるよう、各住戸の面積や設備、バリアフリーといったハード面での一定の基準を満たし、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供する民間賃貸住宅です。

- ◆対象者： 高齢者の一人暮らしの方
高齢者と、その方とご夫婦の方（事実婚、婚約中の方も含みます。）
高齢者と、その方の親族で60歳以上の方
高齢者と、その方の親族で要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方
高齢者と、特別の事情により同居させる必要があると市長が認める方
※ 「高齢者」…60歳以上の方または要介護・要支援認定を受けている方
※ 「特別の事情」…高齢者の介護のためや、高齢者が扶養する児童である等

◆入居者の募集： 各事業者で募集

※実績（札幌市内登録住宅数）： 273棟 14,171戸（令和6年3月末現在）

※照会先： 市街地整備部住宅課（TEL211-2807）